

「認定の基準」についての分野別指針
—自家発電装置—

JAB PD351~~:-2001~~2014D1

第2版:2014年mm月dd日

第1版:2001年04月12日

公益財団法人日本適合性認定協会

財団法人日本適合性認定協会

~~〒141-0032~~ 東京都品川区大崎 2丁目 8-8
大崎ウエストビル 1F

~~Tel. 03-5487-0240~~ ~~Fax. 03-5487-2050~~

©2001 JAB

「認定の基準」についての分野別指針 —自家発電装置—

目次

序文	3
1. 適用範囲	3
2. 引用規格及び関連法規等	3
3. <u>用語及び定義</u>	<u>64</u>
4. 認証機関	<u>57</u>
5. 認証機関の <u>評価</u> 要員	<u>57</u>
6. 認証要求事項の変更	7
7. 異議申立て、苦情及び紛争	7
8. 認証の申請	7
9. 評価のための準備	7
<u>610. 評価</u>	<u>57</u>
<u>11. 評価報告書</u>	<u>8</u>
127. 認証に関する決定	58
<u>813. サーベイランス</u>	<u>68</u>
14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用	8
15. 供給者に対する苦情	8

「認定の基準」についての分野別指針 —自家発電装置—

序文

本文書は、~~JAB P100~~JIS Q 17065-2001「製品認証機関に対する認定の基準適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」をに基づく認定に際して、自家発電装置分野の製品認証機関（以下、「認証機関」という）の認定へに適用するに際しての指針を示すものである。この文書は、財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）の製品認証機関認定基準である ~~JAB P100~~の要求事項を、自家発電装置分野固有の特殊性に合わせて具体的に詳細化し、自家発電装置分野の製品認証を適正に実行するために認証機関及び審査員が認定審査の際に考慮すべき、最低限の内容を指針として示したものであり、る。これらの指針は、~~JIS Q 17065~~JAB P100の要求事項を越えるものではない。

本文書において「・・・することが望ましい。」又は「・・・するのがよい。」と表現されている事項は、認証機関がこの表現どおりに実施することを本協会として必ずしも要求するものではないが、認証機関はこの指針の意図する機能を何らかの方法によって満していることが必要である。

備考1：この指針の章の番号は、一般基準~~JAB P100~~の章の番号と一致している。各章の指針項目には、例えば、“A1.1”の如く、“A章番号.”に続けて、各章毎の連続番号を付している。また、各項の末尾の（ ）内の番号は、一般基準~~JAB P100~~の項の番号に一致している。

更にその他の規格等と関連している場合には、項末尾の〔 〕内にそれらの関連する規格・法規等及び項の番号を附記する。

備考2：認定の一般要求事項（~~JAB P100~~（製品）、~~JIS Z 9362~~（品質システム）、~~JIS Q 17025~~（試験所）又は~~JIS Q 17020~~（検査））が引用されているか又は関連している場合には、それらの一般的指針（~~JAB P300~~及び同付属書（製品）、~~JAB R300~~（品質システム）、~~JAB RL306~~（試験所）又は~~EAL-G24~~（検査））を参照することが望ましい。

1. 適用範囲

A1.1 この指針は、~~JAB P100-2001~~「製品認証機関に対する認定の基準」を、製品である「~~自家発電装置~~」が工場出荷時点で関連の規格・法令技術基準等に基づく認証基準に適合していることを認証する製品認証機関に適用する際~~の技術指針である~~。

A1.2 この指針は、自家発電装置認証の重要性に鑑み、同認証システムが~~JAB P204-2001~~「第三者製品認証システムの類型」の第3、第4、第5又は第8システム5として運用される場合の認定に適用する。

~~2. 2. 引用規格及び関連法規等~~

~~本文書において、引用又は言及している年番表示のない文書については、本章において年番表示をしている場合を除いて、最新版を適用する。~~

A2.1 引用規格

~~JIS Q 17065(ISO/IEC 17065) 「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」~~

~~JIS Q 9000:2000 品質マネジメントシステム—基本及び用語集~~

~~JIS Q 9001 品質マネジメントシステム—要求事項~~

~~JIS Q 19011 マネジメントシステム監査のための指針~~

~~JIS Q 17020:2000 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項~~

~~JIS Q 17025:2000 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項~~

~~JAB P100-2001 製品認証機関に対する認定の基準~~

~~JAB P204-2001 第三者製品認証システムの類型(JIS Q 0067「適合性評価-製品認証の基礎 IDT」)~~

~~International Classification for Standards (ICS) (以降、ICSコードという。ISOから発行されており、ISOウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。)~~

~~A2.2 関連規格~~

~~JAB P200-2001 製品認証機関の認定のための手順~~

~~JAB P300-2001 「製品認証機関に対する認定の基準」についての指針~~

~~JAB R300-1998 「品質システム審査登録機関に対する認定の基準」についての指針~~

~~JAB R320-1998 「品質システム審査登録機関に対する認定の基準」についての解説~~

~~JAB RL208-1999 「測定の不確かさの推定」に関する審査の方針~~

~~JAB RL209-2000 測定トレーサビリティに関する方針~~

~~JAB RL306-2000 「試験所及び校正機関に対する認定の一般基準」についての指針~~

~~EAL-G24:1996(EA-5/01) Accreditation of Inspection Bodies~~

~~—Guidelines on the application of EN45004~~

~~(EN45004*の適用に関する指針) *EN45004:1995はJIS Q-17020:2000に同じ。~~

~~JIS C 4034:1999 回転電気機械~~

~~JIS C 8370:1996 配線用遮断器~~

~~JIS Z 8731:1999 環境騒音の表示・測定方法~~

~~JEC 114:1979 同期機~~

~~JEC 2100:1993 回転電気機械一般~~

~~JEC 2131:1985 ガスタービン駆動同期発電機~~

~~JEM 1090:1994 制御器具番号~~

JEM 1122:1994	配電盤・制御盤の盤内低圧配線用電線
JEM 1354:1998	エンジン駆動陸用同期発電機
JEM 1398:1995	ディーゼルエンジン駆動可搬形交流発電装置
JEM 1435:1994	非常用同期発電機（陸用）
JIS B 8002:1998	往復動内燃機関——性能
JIS B 8014:1999	定速回転ディーゼル機関性能試験方法
JIS B 8041:2000	ガスタービン受渡試験方法
JIS Q 0065:1997	製品認証機関に対する一般要求事項
ISO 8528-1~10、-12:1993~1998	Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets —(往復動内燃機関駆動式交流発電装置)—
IEC 60034:1999	Rotating electrical machines (回転式電気機械)—
LES 3001:2000	陸用ディーゼルエンジン（交流発電機用）—
LES 4001:1992	陸用水冷4サイクルガスエンジン—

A2.3 関連法規

消防法（昭和23年法律第186号）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

「自家発電設備の基準」（昭和48年2月10日消防庁告示第1号）

~~「蓄電池設備の基準」（昭和48年2月10日消防庁告示第2号）—~~

~~「火災予防条例（例）について」（昭和36年10月自消甲予発第73号）—~~

電気事業法（昭和39年法律第170号）

「発電用火力設備に関する技術基準」（平成9年3月27日通商産業省令第51号）

「電気設備に関する技術基準」（平成9年3月27日通商産業省令第52号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

~~建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）—~~

~~「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）—~~

~~「地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1730号）—~~

~~「火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件」（昭和45年12月28日建設省告示第1829号）—~~

~~「非常用の照明装置の構造方法を定める件」（昭和45年12月28日建設省告示第1830号）—~~

~~「防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1360号）—~~

~~「特定防火設備の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1369号）—~~

~~大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）—~~

~~労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）—~~

備考32：法規は、原則として現在有効となっている最新の改訂版を適用するものとし、そ

の運用については法の定めるところによる。省庁名称は、法規公布当時の名称である。(以下同様)

~~A2.4 関連文書~~

~~消防安第130号(昭和49年12月3日付通知)~~

~~消防予第79号(昭和60年7月5日付通知)~~

~~消防予第137号(平成6年5月27日付通知)~~

~~「消防設備用発電設備技術指針」(平成6年5月消防庁予防課長通知別添資料)~~

~~JAB P101-2001 製品認証機関に対する認定の補足基準及び指針—消防設備関連—~~

~~「建築設備設計・施工上の指導指針(1995年版)」監修：建設省住宅局建築指導課、編集：日本建築主事会議、発行：(財)日本建築設備・昇降機センター~~

~~「防災設備に関する指針(1994年版)」監修：建設省住宅局建築指導課及び自治省消防庁予防課、~~

~~発行：(社)日本電設工業会~~

~~「建築設備耐震設計・施工指針(1997年版)」監修：建設省住宅局建築指導課、発行：日本建築センター~~

3. 用語及び定義

A3.1 「自家発電装置」とは、一般電気事業及び卸電気事業を除く用途に使用される、原動機(往復動内燃機関又はガスタービン)、発電機、制御装置及び附属設備より成って負荷設備に概ね10~10,000kWの電力を供給できるものをいい、本文書における認証対象としての「製品」に該当する。~~但し、発電機を設けない動力発生装置も含めることができる。~~

なお、特記の無い限り、製品又は製品の型の区分毎の認証対象自家発電装置構成要素を含めて「自家発電装置」と総称するものとする。

A3.2 「自家発電設備」とは、自家発電装置が所定の場所に据付けられ、使用できる状態になったものをいう。

A3.3 「工場」とは、認証対象製品の製造、艀装(結合組立工事)、検査、試験、技術サービス等を行う供給者の施設を指す。

A3.4 「供給者」とは、製品を認証の基礎となる要求事項に確実に合致させ、適用される場合には、確実に合致させ続けることに責任を持つ者(3.1)をいい、JIS Q 9000 3.3.6の例に示す製品の生産者、卸売業者、小売業者、納入業者等で認証を申請する者を含む。

備考43：法規上の定義

A3.1の「自家発電装置」及びA3.2の「自家発電設備」は、法規上、用途等に応じて下記のように定義されるものに該当する。

(1)消防法関連

a) 「非常電源」とは、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備をい

う。〔消防法施行規則第12条第1項第4号〕

- b) 「自家発電装置」とは、発電機と原動機を直結したものをいう。〔消防法施行規則第12条第1項第4号ロ（ハ）（1）〕
- c) 「自家発電設備」とは、所定の性能を持つ自家発電装置をいう。〔消防法施行規則第12条第1項第4号ロ、及び昭和48年2月10日消防庁告示第1号「自家発電設備の基準」〕
- ~~d) 「常用防災兼用ガス専焼発電設備」とは、消防用設備等に係る常用電源及び非常用電源として使用する気体燃料を用いる発電設備をいう。〔平成6年5月27日消防予第137号(通知)〕~~
- ~~e) 「ガスエンジン等自家発電設備」とは、ガスを燃料とする発電設備に石油を燃料とする自家発電設備の機能を併せ有する発電設備をいう。〔昭和60年7月5日消防予第79号(通知)〕~~

(2)建築基準法関連

- a) 「予備電源」とは、常用の電源が断たれた場合に自動的に切替えられて接続される電源（蓄電池、自家発電装置その他これらに準ずるもの）をいう。〔~~昭和44年5月1日建設省告示第1728号~~〕

(3)電気事業法関連

- a) 「非常用予備発電装置」とは、発電所、変電所又は需要設備の付帯設備として設置される、常用電源が喪失した場合に電力を供給するための発電設備をいう。
- b) 「自家用電気工作物としての発電設備」とは、電気事業の用に供するものではなく、設置者が自己の需要設備で消費する電力を賄うことを目的とする発電設備をいう。（場合によっては、電力会社へ電力の販売をすることもある。）

4. 認証機関

A4.1 認証機関は、本文書2章に掲げられている引用規格及び関連法規等の最新版を常備していることが望ましい。

5. 認証機関の評価要員

A5.1 認証機関は、関係職員評価要員が自家発電装置について、次の各事項に関する経験及び知識を保有するようにすることが望ましい。~~(5.1.1)~~

- ・ 自家発電装置の認証システム及びその結果（自家発電装置／設備）の使命についての自覚
- ・ 関連規格及び法規の要求に関する事項
- ・ 原動機に関する事項
- ・ 発電機に関する事項
- ・ 制御装置に関する事項
- ・ 自家発電装置の艤装に関する事項
- ・ 自家発電装置の設置工事、自家発電設備の運転及び保全に関する事項
- ・ 製造及び使用時の環境側面に関する事項
- ・ その他認証に関連する業務を遂行する上で必要と認められる事項

A5.2 認証機関は、自家発電装置の品質システムを評価する評価要員がJIS Q 9001に関する知識及びJIS Q 19011に基づく監査の技能を保有するようにすることが望ましい。

~~6. 認証要求事項の変更~~

~~本章に関する指針なし。~~

~~7. 異議申立て、苦情及び紛争~~

~~本章に関する指針なし。~~

~~8. 認証の申請~~

~~本章に関する指針なし。~~

~~9. 評価のための準備~~

~~本章に関する指針なし。~~

~~106. 評価~~

~~A10A6.1 認証機関は、自家発電装置を評価するに当って、適切な確立された試験方法を選定する手順を持つことが望ましい。認証機関が開発した方法を選定する場合は、評価のための試験が必要にして十分な精度を以て実施できるように、認証基準に関連する測定項目に関する測定方法（使用する設備の仕様を含む）の妥当性を確認する手順、並びに当該手順により妥当性確認を実施した記録を持つことが望ましい。~~(4.5.3、10)、〔JIS Q 17020 10、JIS Q 17025 5.4〕~~~~

~~11. 評価報告書~~

~~本章に関する指針なし。~~

~~127. 認証に関する決定~~

~~A12A7.1 認証有効期間は、5年を超えない範囲で決定することが望ましい。~~(12)、〔JAB P300 G.13.5〕~~~~

A7.2 認証された製品の製品分類は、ICSコードにより 29.160.40 Generating sets(発電装置)とする。

~~138. サーベイランス~~

~~A813.1 サーベイランスの間隔は、1年（プラスマイナス3ヶ月）以内とすることが望ましい。~~(13.1、13.4)、〔JAB P300 G.13.5〕~~~~

~~14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用~~

~~本章に関する指針なし。~~

~~15. 供給者に対する苦情~~

~~本章に関する指針なし。~~以上

様式番号 JAB NF18 REV.0

改定履歴（公開文書用）

<u>版番号</u>	<u>改定内容概略</u>	<u>発行日</u>	<u>文書責任者</u>	<u>承認者</u>
<u>1</u>	<u>新規発行</u>	<u>2001-04-12</u>	<u>製品認定部</u>	<u>製品認証 機関技術 委員会</u>
<u>2</u>	<u>JIS Q 17065(ISO/IEC 17065)発行に 伴う改定 <u>全般的な見直し</u></u>	<u>2014-mm-dd</u>	<u>製品プログラム マネジャー</u>	<u>製品技術 委員会</u>

~~ICS 03.120.20 ; 29.160.40~~

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田1丁目22-1

五反田ANビル3F

Tel. 03-3443-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りします。